

# fundnoteダルトン NAVFセレクトファンド (愛称:匠のファンド だるとん)

追加型投信／国内／株式

当ファンドは特化型  
運用を行います。



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社ホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されております。

委託会社(ファンドの運用の指図を行う者)／販売会社

## fundnote株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3413号

〈照会先〉

電話番号 03-6809-4253

受付時間:営業日の10:00~15:00

ホームページ <https://fundnote.co.jp>

受託会社(ファンドの財産の保管および管理を行う者)

## 三菱UFJ信託銀行株式会社

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型	国内	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年1回	日本	ファミリー ファンド

上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<http://www.imaj.or.jp/>)でご覧いただけます。

<ul style="list-style-type: none"> <li>■ この目論見書により行うfundnoteダルトンNAVFセレクトファンド(愛称:匠のファンド だるとん)の募集については、発行者であるfundnote株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年3月31日に関東財務局長に提出しております。当該届出の効力の発生の有無については、委託会社の照会先にてご確認いただけます。なお、効力が生じていない場合においては、本書に記載された内容につき訂正が行われる場合があります。</li> <li>■ ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。</li> <li>■ 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。</li> <li>■ 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。</li> </ul>
--

#### <委託会社の情報>

委託会社名	fundnote株式会社
設立年月日	2021年8月26日
資本金	1億円(2026年1月末現在)
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	408億54百万円(2026年1月30日現在)

# 1. ファンドの目的・特色

## 『ファンドの目的』

当ファンドは、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行います。

## 『ファンドの特色』

1

マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として、わが国の金融商品取引所に上場（これに準じるものを含みます。）している株式のうち、本源的価値と現在の株価との乖離が大きい銘柄を厳選して集中的に投資を行います。なお、未上場株式等（未上場株式または未登録株式のうち、金融商品取引法または会社法（平成17年法律第86号）もしくはこれらに準じて開示が行われているもので一般社団法人資産運用業協会規則に定める要件を満たすもの）および未上場株式等を実質的な投資対象とする投資事業有限責任組合契約等の権利等に投資する場合があります。

2

キャッシュリッチ、かつ割安な銘柄（本源的価値と現在の株価との乖離が大きい銘柄）に集中的に投資を行います。

3

企業の資本効率を高めるための提案を含め、積極的なエンゲージメントを活用して投資先企業のバリューを引き出すことを図ります。

4

上場株式が非公開化された場合等において、未上場株式等もしくは未上場株式等を実質的な投資対象とする投資事業有限責任組合契約等の権利等に投資する場合があります。未上場株式等（未上場株式等を実質的な投資対象とする投資事業有限責任組合契約等の権利等を含みます。[4]において以下、同じ。）への実質投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の15%を超えることのないよう運用します。未上場株式等への投資は、上場株式が非公開化された場合となることおよび再上場・被買収の可能性を精査してのものとなること等から、投資機会が限られるため、信託財産において未上場株式等を保有しない期間があります。

5

マザーファンドの運用にあたっては、ダルトン・インベストメンツ・インクに、運用の指図に関する権限の一部（株式等の運用の指図に関する権限）を委託します。

### ダルトン・インベストメンツ・インクについて

ダルトン・インベストメンツ・インク（以下、ダルトンと言います。）は、米国ロサンゼルスに運用拠点を置く、主に日本企業への投資を行う投資顧問会社で、1998年にアジア危機から生じた機会を活用するために業務を開始し、1999年に法人化されました。

投資先企業とのエンゲージメント（対話、提案）を通じて、企業の資本効率を高めるためのアプローチを提案し、企業価値向上の働きかけを行うことを特色としています。

現在は、ロサンゼルス、ラスベガス、ニューヨーク、香港、ムンバイ、シドニー、ソウル、東京にオフィスを構えています。経験豊富で多様なチームを持ち、投資機会に対する機敏さと起業家精神を重んじています。長期的な視点で資産を管理し、クライアントに優れたリターンを提供することを目指しています。また、ダルトンは役職員が自ら所有する会社であり、ダルトンの役職員は投資家とともに自らもダルトンの運用するファンドに投資を行っています。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

# 1. ファンドの目的・特色

6

購入の申込みは、2026年12月30日までに限り、毎営業日行うことができる限定追加型の投資信託です。

※「限定追加型」とは、当初設定時から一定期間追加募集を行い、その期間経過後は追加募集をしないタイプの投資信託をいいます。

7

換金の申込みは、年1回、6月25日(休業日のときは翌営業日。ただし、2026年6月25日は除きます。)を解約特定日として受け付けます。

換金の申込期限は、解約特定日の前々々月の25日(3月25日。ただし、休業日のときは翌営業日)とし、換金の申込期間は、当該解約特定日の前の解約特定日の申込期限の日の翌営業日(ただし、2027年6月の解約特定日については、2026年6月1日)から当該解約特定日の申込期限の日までとします。

※換金の申込みの詳細は後掲「4. 手続き・手数料等」の「お申込みメモ」および「追加的記載事項」をご参照ください。

当ファンドは、一般社団法人資産運用業協会が定める「信用リスク集中回避のための投資制限」に定められている「特化型運用」を行うファンドに該当します。当ファンドの実質的な投資候補銘柄群には、寄与度(投資候補銘柄群における一銘柄の占める割合)が10%を超える、もしくは超える可能性が高い銘柄(支配的な銘柄)が存在すると考えられます。このため、当ファンドの運用にあたっては、実質的に同一銘柄を純資産総額の10%を超えて組み入れる可能性があり、特定の銘柄への投資が集中することによって、その銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

# 1. ファンドの目的・特色

## 「運用プロセス」

### 投資基準

#### Good Business

#### 優良企業・ビジネスへの投資

強固なキャッシュフロー、  
堅実な財務体質、  
競争優位性、ESGの徹底

#### Margin of Safety

#### 割安な銘柄を追求

本源的価値と大きく乖離している  
割安な銘柄に投資

#### Alignment of Interest

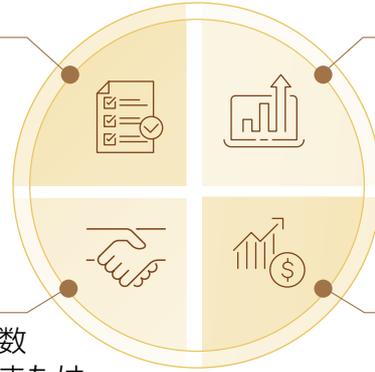
#### 経営陣と株主の利害一致

オーナー経営者/マネジメントと少数  
株主の利害一致が見込まれる企業、または  
利害を一致させる機会のある企業を選定

#### Strong Track Record

#### 優れた実績

資本効率の高い経営実績と  
少数株主利益重視の確かな実績



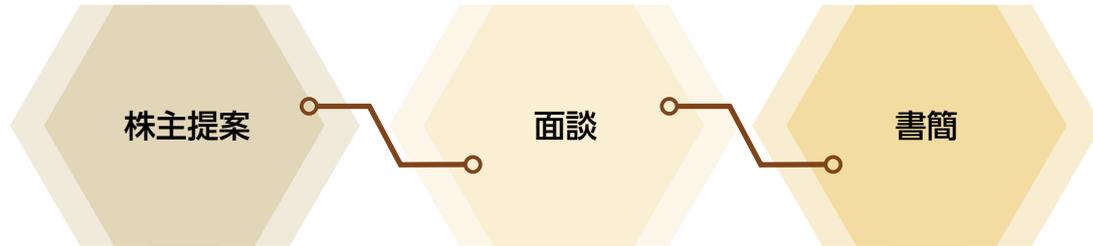
### 運用プロセス



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

# 1. ファンドの目的・特色

## ダルトンのエンゲージメントのプロセスイメージ



### 現在のエンゲージメントテーマ

- 適切な資本配分を策定・開示・コミットメント (ROE/ROICを含む具体的な数値目標を共有)
- ガバナンスの改善 (女性取締役、独立社外取締役の過半など)
- 経営陣と株主とのアライメントを強化
- 東証要請への高度な対応

### ダルトンからのエンゲージメントに対する企業のリアクション例

- 自社株買い/増配
- 譲渡制限付株式報酬制度の導入
- 経営陣による買収 (MBO)
- 株式公開買付 (TOB)

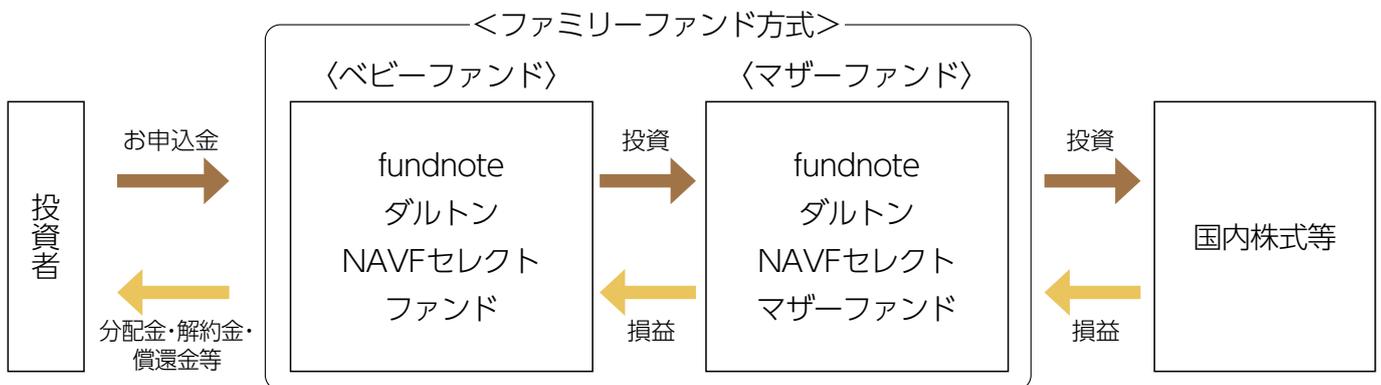
投資先企業とのエンゲージメント(対話、提案)を通じて、企業の資本効率を高めるためのアプローチを提案し、企業価値向上、株価適正化に働きかけを行います。

出所:ダルトン・インベストメンツ・インクの資料をもとにfundnote作成

※上記は、今後変更になる場合があります。

## 「ファンドの仕組み」

ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

# 1.ファンドの目的・特色

## 『主な投資制限』

株式への投資割合	株式への実質投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
デリバティブの利用	デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

## 『収益分配方針』

- ・ 毎年6月25日の決算日(休業日の場合は翌営業日。初回決算日は2027年6月25日。)に、原則として、分配対象額の範囲内で委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して収益分配金額を決定し、収益の分配を行います。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。
  - ・ 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
  - ・ 収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき運用を行います。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

# 1. ファンドの目的・特色

## 「実績報酬」

実績報酬の算定には、ハイ・ウォーター・マークを採用します。

ハイ・ウォーター・マークとは、最高水位線のことです。ハイ・ウォーター・マーク方式による実績報酬制は、一定時点毎の基準価額が過去の一定時点における最高値を更新している場合、その更新している額に対応して一定の計算式で実績報酬を受領する仕組みです。

毎営業日(毎計算期間の最初の6カ月終了日が休業日の場合は、当該休業日を含みます。)、当日の10,000口あたり基準価額(収益分配および実績報酬が発生した場合は、当該金額控除前)がハイ・ウォーター・マークを上回っている場合、当該基準価額から当該ハイ・ウォーター・マークを控除して得た額に15.4%(税抜き14%)の率を乗じて得た額に、計算日における残存受益権口数を10,000で除して得た額を乗じて得た額(以下、「実績報酬額」といいます。)が計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、当該計上額(計上日の基準価額を基に解約価額を算出する一部解約がある場合は、当該一部解約口数に相当する分の実績報酬額を控除した額とします。)は、毎計算期末を除き、計上した翌営業日(毎計算期間の最初の6カ月終了日の前営業日に計上した実績報酬額については、当該計算期間の最初の6カ月終了日)に反対計上します。

実績報酬の実際の支払いについては、毎計算期末または信託終了のとき、10,000口あたり基準価額(収益分配および実績報酬が発生した場合は、当該金額控除前)がハイ・ウォーター・マークを上回っている場合に限り、信託財産から委託会社に支払われることとなります。ただし、期中に換金(解約)が行われた場合には、当該換金(解約)口数に相当する分の実績報酬額は上記にかかわらず支払われます。

$$\text{実績報酬} = \left( \text{当日の基準価額} - \text{ハイ・ウォーター・マーク} \right) \times 15.4\% \text{ (税抜き14\%)}$$

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

# 1. ファンドの目的・特色

## ●● ハイ・ウォーター・マークについて

- i) 設定日から第1計算期末までのハイ・ウォーター・マーク
  - ・ 10,000円(10,000口あたり)
- ii) 第1計算期末の翌営業日以降のハイ・ウォーター・マーク
  - ・ 毎計算期末の10,000口あたり基準価額(収益分配および実績報酬が発生した場合は、当該金額控除前)がハイ・ウォーター・マークを上回った場合
    - －翌営業日以降のハイ・ウォーター・マークは、当該計算期末の10,000口あたり基準価額(収益分配および実績報酬が発生した場合は、当該金額控除後)に更新されます。
  - ・ 毎計算期末の10,000口あたり基準価額(収益分配および実績報酬が発生した場合は、当該金額控除前)がハイ・ウォーター・マークを上回らなかった場合
    - －ハイ・ウォーター・マークは更新されません。ただし、この場合においても、収益分配が発生した場合は、ハイ・ウォーター・マークは収益分配金額を控除したものに調整されます。

## ●● 実績報酬の留意事項

- ・ 毎営業日の基準価額は、当日の実績報酬が費用計上された後の価額です。換金される際に、換金時基準価額から更に実績報酬が差し引かれるものではありません。
- ・ 実績報酬は、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われますが、この場合も当日の基準価額は、実績報酬の費用計上および支払いがされた後の価額であり、基準価額から更に実績報酬が差し引かれるものではありません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## 2.投資リスク

### 「基準価額の変動要因」

投資信託は値動きのある有価証券(外貨建資産には為替リスクがあります。)に投資するため、基準価額は変動します。従って、金融機関の預金と異なり投資元本が保証されているものではありません。組入る有価証券の価格が値下がりすることにより、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、全て投資者に帰属します。

### 「主な変動要因」

株価変動リスク	一般に株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況、国内および国際的な政治・経済情勢等に応じて変動します。従って、当ファンドに組み入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があり、これらの価格変動または流動性に予想外の変動があった場合、重大な損失が生じる場合があります。当ファンドが組み入れる中小型株式は、発行済株式時価総額が小さく、売買の少ない流動性の低い株式が少なくありません。その結果、こうした株式への投資はボラティリティ(価格変動率)が比較的高く、また流動性の高い株式に比べ、市況によっては大幅な安値で売却を余儀なくされる可能性があることから、より大きなリスクを伴います。
集中投資のリスク	当ファンドは、分散投資を行う一般的な投資信託とは異なり、銘柄を絞り込んだ運用を行うため、市場動向にかかわらず基準価額の変動は非常に大きくなる可能性があります。また、特定の銘柄への投資が集中することによって、その銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化等が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。
未上場株式等への投資に関するリスク	当ファンドが直接および間接的に保有する未上場株式等は、他の金融商品と比較して流動性が著しく乏しいため、どの投資家からも利益の実現や元本の回収をいつでも行えるという保証はありません。また、投資実行から上場等による売却の機会を得るまでの間、長期間の保有を前提としており、売却を試みた場合には、当該企業の価値よりも低い価格で売却する可能性があります。
信用リスク	組み入れられる株式等の有価証券やコマーシャル・ペーパー等短期金融商品は、発行体に債務不履行が発生あるいは懸念される場合には価格が下がることがあり、また、投資資金を回収できなくなることがあります。
評価リスク	未上場株式等*の評価額については、その時点で入手できる情報に基づいた公正価値の見積もりであり、影響を受ける可能性のある重要な事象を完全かつ正確に反映していない可能性があります。また、未上場株式等には流動性が著しく乏しいことや、上場後にマーケットで時価が発生した場合でもロックアップ条項で売却制限がある場合が多いこと等から、評価額よりも売却時に得られる金額が低くなる可能性があります。

※未上場株式等を投資対象とする投資事業有限責任組合契約等の権利等を含みます。

## 2.投資リスク

### 『その他の留意点』

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6に定める「書面による契約の解除」(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ・当ファンドは、大量の換金が発生し短期間で換金資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、既に受け付けた換金のお申込みの受付が取消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ・資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ・ファンドの基準価額の算出においては、未上場株式等\*の評価に際し、原則として基準価額算出日に知り得る直近の公正価値測定による時価(株価算定会社が提供する評価価格を基に流動性ディスカウントを反映させた価格)で評価し、原則として、当該時価は日次で更新されないため、ファンドの基準価額は未上場株式等\*の時価の更新時に大きく変動する可能性があります。
- ・当ファンドは、未上場株式等\*への投資にあたり、一般社団法人資産運用業協会の「投資信託等の運用に関する規則」第11条第3項に定める流動性の確保が担保できる措置および投資者間の平等性に配慮するための措置を以下のとおり講じています。

#### 《流動性の確保が担保できる措置》

- 解約については、2027年以降、年1回に限定して申込みを受け付けるとともに解約特定日の約3カ月前を申込締切日とすることで、解約に伴い未上場株式等\*の売却が必要な場合に、売却のための時間の確保を図ります。
- 未上場株式等\*への投資にあたっては、譲渡先が確保されている銘柄、具体的にはダルトン・インベストメンツ・インクおよびその関連会社が運用を行う外国籍ファンドへの譲渡が可能な銘柄に限って投資を行い、解約または償還により未上場株式等\*の売却が必要な場合には、ダルトン・インベストメンツ・インクおよびその関連会社が運用を行う外国籍ファンドへ売却を行います。

#### 《投資者間の平等性に配慮するための措置》

- ダルトン・インベストメンツ・インクは未上場株式等\*の売却について投資判断を行うところ、前述のダルトン・インベストメンツ・インクおよびその関連会社が運用を行う外国籍ファンドへの未上場株式等\*の売却については、売却側と買取側のいずれにおいてもダルトン・インベストメンツ・インク(またはその関連会社)が投資判断を行うため、利益相反が生じ得る状況となります。
- 当該状況を踏まえて、ダルトン・インベストメンツ・インクおよびその関連会社が運用を行う外国籍ファンドへの未上場株式等\*の売却価格については、株価算定会社が提供する評価価格を基に流動性ディスカウントを反映させた価格とすることで、未上場株式等\*の売却価格がファンドにおける評価価格から大きく下方に乖離し、残った受益者が不利になることを防ぐことを図ります。

※未上場株式等を投資対象とする投資事業有限責任組合契約等の権利等を含みます。

- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンド受益証券を投資対象とする他の投資信託に資金変動等があり、その結果としてマザーファンドの組入有価証券の売買等が生じた場合には、当ファンドの基準価額に影響がおよぶ場合があります。

## 2.投資リスク

- ・ 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。収益分配の支払いは、信託財産から行われます。従って純資産総額の減少、基準価額の下落要因になります。
- ・ 投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社を通じて購入していない場合は投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

## 2.投資リスク

### 『リスク管理体制』

委託会社では、投資リスクを適切に管理するため、運用部門ではファンドごとに定められた投資制限等を遵守して運用を行うとともに、ファンドごとにリスク・パフォーマンスの分析・評価を行います。また、投資制限等の遵守状況については、運用部門から独立したコンプライアンス担当部門がモニタリングを行います。これらの運用部門による分析・評価結果、コンプライアンス担当部門によるモニタリング結果は、社内で定期的に行われる会議に報告されます。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

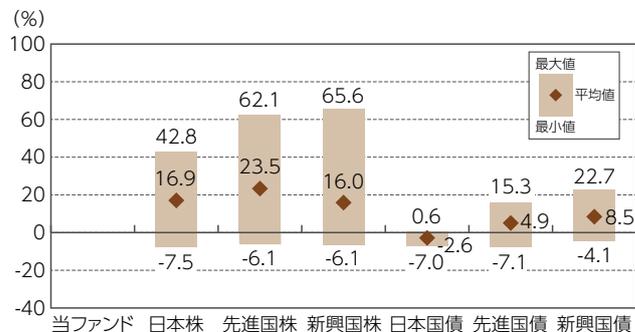
## 2.投資リスク

### 参考情報

#### ■当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

#### ■当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※ 上記グラフは、2021年2月～2026年1月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、当ファンドと代表的な資産クラスの騰落率を定量的に比較できるように作成しています。

※ 当ファンドについては、2026年5月1日が設定日であるため、該当事項はありません。

※ 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

#### <代表的な各資産クラスの指数>

日本株……………Morningstar日本株式指数  
 先進国株……………Morningstar先進国株式指数(除く日本)  
 新興国株……………Morningstar新興国株式指数  
 日本国債……………Morningstar日本国債指数  
 先進国債……………Morningstarグローバル国債指数(除く日本)  
 新興国債……………Morningstar新興国ソブリン債指数

※ 全て税引前の利子・配当込みの指数値を使用しています。海外資産の指数については、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数値を使用しています。

※ Morningstar日本株式指数：Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。

※ Morningstar先進国株式(除く日本)指数：Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。

※ Morningstar新興国株式指数：Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。

※ Morningstar日本国債指数：Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。

※ Morningstarグローバル国債(除く日本)指数：Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。

※ Morningstar新興国ソブリン債指数：Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

#### <重要事項>

本ファンドは、Morningstar, Inc.、又はモーニングスター・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc.が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に本ファンドに投資することの当否、または本ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、本ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。本ファンドとの関連においては、委託会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが委託会社又は本ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、委託会社又は本ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、本ファンドの基準価額及び設定金額あるいは本ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または本ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与していません。Morningstarグループは、本ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び/又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、本ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

## 3.運用実績

※ 運用実績について別途月次等で適時開示する予定であり、その場合委託会社のホームページにおいて閲覧できます。

ファンドの運用は、2026年5月1日から開始するため、有価証券届出書提出日現在運用実績はありません。

### 『基準価額・純資産の推移』

該当事項はありません。

### 『分配の推移』

該当事項はありません。

### 『主要な資産の状況』

該当事項はありません。

### 『年間収益率の推移』

該当事項はありません。なお、ファンドにベンチマークはありません。

## 4.手続き・手数料等

### 「お申込みメモ」

購入単位	100万円以上1円単位 (ただし、収益分配金を再投資する場合は、1円以上1円単位) 2026年12月30日までに限り、毎営業日購入の申込みを行うことができます。 2026年12月31日以降、購入の申込みを行うことはできません。
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額(ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。)と します(ただし、当初申込期間においては1口あたり1円)。
購入代金	販売会社(fundnote株式会社)が定める期日までにお支払いください。
換金単位	1口もしくは1円単位
解約特定日	換金の申込みは、年1回、6月25日(ただし、2026年6月25日は除きます。)を解約特定日*として 受け付けます。 換金の申込期限は、解約特定日の前々々月の25日(3月25日。ただし、休業日のときは翌営業日) とし、換金の申込期間は、当該解約特定日の前の解約特定日の申込期限の日の翌営業日(ただし、 2027年6月の解約特定日については、2026年6月1日)から当該解約特定日の申込期限の日 までとします。 ※休業日のときは、翌営業日を解約特定日とします。 なお、上記にかかわらず、以下の事由がある場合において、受益者(受益者死亡の場合はその 相続人)から換金の申込みがあるときは、当該申込日から起算して60営業日後の日を解約約 定日として当該申込みを受け付けます。 1.受益者が死亡したとき 2.受益者が天災地変その他の不可抗力により財産の大部分を滅失したとき 3.受益者が破産手続開始決定を受けたとき 4.受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき 5.受託者が繰上償還もしくは重大な約款変更等に係る書面決議に反対する受益者の受益権 を信託財産をもって買い取り、受益者となったとき 6.その他上記1.から5.までに準じる事由があるものとして委託会社が認めるとき
換金制限	大口換金には制限を設ける場合があります。
換金価額	解約特定日の基準価額から0.5%の信託財産留保額を控除した価額とします。 ただし、上記の例外的な換金の申込みの場合は、換金の申込日から起算して60営業日後の日 (解約約定日)の基準価額から0.5%の信託財産留保額を控除した価額とします。
換金代金の支払い	原則として、解約特定日(ただし、上記の例外的な換金の申込みの場合は、換金の申込日から 起算して60営業日後の日(解約約定日))から起算して4営業日目からお支払いします。
申込締切時間	<購入> 毎営業日の午後3時30分までに行われた申込み(当該申込みに係る販売会社所定の事務手続き が完了したもの)を当日の申込分とします。 <換金> 解約特定日の前々々月の25日(3月25日。ただし、休業日のときは翌営業日)の午後3時30分 までに行われた申込み(当該申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を当該 解約特定日に係る申込分とします。 ※上記の例外的な換金の申込みの場合は販売会社にお問い合わせください。

## 4.手続き・手数料等

購入の申込期間	当初申込期間：2026年4月16日から2026年4月30日まで 継続申込期間：2026年5月1日から2026年12月30日まで
購入・換金申込 受付の中止および 取消し	金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の各お申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた購入、換金の各お申込みの受付を取り消すことがあります。
信託期間	2036年6月25日までとします。(2026年5月1日設定)
繰上償還	委託者は、受益権の口数が20億口を下回ったときには、受託者と合意の上、信託期間を繰り上げて償還させる場合があります。また、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が生じた場合には、受託者と合意の上、信託期間を繰り上げて償還させることができます。
未上場株式等*の 評価	原則として、基準価額計算日に知り得る直近の公正価値測定による時価(株価算定会社が提供する評価価格を基に流動性ディスカウントを反映させた価格)で評価します。
決算日	原則、毎年6月25日(休業日の場合は翌営業日)とします。ただし、初回決算日は2027年6月25日とします。
収益分配	年1回の決算時に、原則として、収益分配方針に基づいて、収益分配を行います。ただし、委託会社の判断により収益分配を行わない場合もあります。 (再投資可能)
信託金の限度額	150億円
公告	原則、ホームページ <a href="https://fundnote.co.jp">https://fundnote.co.jp</a> に電子公告を掲載します。
運用報告書	ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 原則として配当控除の適用が可能です。なお、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 ファンドは、NISAの対象ではありません。 税法が改正された場合等には、変更となる場合があります。 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※未上場株式等を投資対象とする投資事業有限責任組合契約等の権利等を含みます。

# 4.手続き・手数料等

## 「ファンドの費用、税金」

### ●● ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	解約特定日の基準価額(上記の例外的な換金の申込みの場合は、換金の申込日から起算して60営業日後の日(解約約定日)の基準価額)に対して0.5%を乗じて得た額とします。

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	(1)基本報酬額 ファンドの純資産総額に基本報酬率年1.98%(税抜き年1.8%)を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、または信託終了のときに、信託財産から委託会社に支払われます。 基本報酬率の配分は下記のとおりとします。		
	支払先	役務の内容	料率(税抜き)
	委託会社	運用会社としての機能分 (ファンドの運用とそれに伴う調査等)	年1.06%
		販売会社としての機能分 (口座内でのファンドの管理および事務手続き、運用報告書等各种書類の送付、ご購入後の情報提供等)	年0.7%
受託会社	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の 実行	年0.04%	
※表に記載の料率には、別途消費税がかかります。			
(2)実績報酬額 実績報酬は、毎計算期末または信託終了のとき、10,000口あたり基準価額(収益分配および実績報酬が発生した場合は、当該金額控除前)がハイ・ウォーター・マークを上回っている場合、信託財産から委託会社に支払われます。 実績報酬の詳細は6~7ページをご参照ください。 ※委託会社の信託報酬には、マザーファンドの運用の委託先であるダルトン・インベストメンツ・インクへの運用指図権限の一部委託に関する報酬が含まれております。			
その他の費用・ 手数料	(1)監査費用、計理関連費用、法定書類関係費用等 ファンドの純資産総額に対して年0.11%(税抜き年0.10%)を上限とする額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、または信託終了のときに、信託財産から委託会社に支払われます。 ※監査費用:監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用 計理関連費用:計理業務(基準価額算出等)およびこれに付随する業務(設定解約処理、法定帳簿管理、法規則に基づく報告、基準価額の配信等)に係る費用(業務を委託する場合の委託費用を含む) 法定書類関係費用:目論見書、有価証券届出書、運用報告書等の作成、印刷および提出等に係る費用(業務を委託する場合の委託費用を含む)		
	(2)組入有価証券売買委託手数料、信託事務の諸費用等 その都度信託財産から支払われます。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限等を示すことができません。 ※組入有価証券売買委託手数料:有価証券の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 信託事務の諸費用等:信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税等		

※ ファンドの費用の合計額については、投資家の皆さまが保有される期間や運用状況等に応じて異なりますので、表示することができません。

## 4.手続き・手数料等

### 税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金	
分配時	所得税、復興特別所得税および地方税	配当所得として課税*	普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税、復興特別所得税および地方税	譲渡所得として課税*	換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2026年1月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 4.手続き・手数料等

### 『追加的記載事項』

#### ●● 換金の申込み方法について

換金の申込みは、年1回、6月25日(ただし、2026年6月25日は除きます。)を解約特定日\*として受け付けます。換金の申込期限は、解約特定日の前々々月の25日(3月25日。ただし、休業日のときは翌営業日)とし、換金の申込期間は、当該解約特定日の前の解約特定日の申込期限の日の翌営業日(ただし、2027年6月の解約特定日については、2026年6月1日)から当該解約特定日の申込期限の日までとします。

※休業日のときは、翌営業日を解約特定日とします。

第1回解約特定日は2027年6月25日となり、  
第1回解約特定日に係る換金の申込期間は、2026年6月1日から2027年3月25日までとなります。

年	月	日	日	日	日
2026年	1月				
	2月				
	3月				
	4月				
	5月	1日(金)		設定日	
	6月	1日(月)		申込開始	
	7月				
	8月				
	9月				
	10月				
	11月				
	12月				
2027年	1月				
	2月				
	3月	25日(木)		申込終了	
	4月				
	5月				
	6月	25日(金)		第1回解約特定日	
	7月				
	8月				
	9月				
	10月				
	11月				
	12月				
2028年	1月				
	2月				
	3月	27日(月)		申込終了	
	4月				
	5月				
	6月	26日(月)		第2回解約特定日	
	7月				
	8月				
	9月				
	10月				
	11月				
	12月				
2029年	1月				
	2月				
	3月	26日(月)		申込終了	
	4月				
	5月				
	6月	25日(月)		第3回解約特定日	
	7月				
	8月				
	9月				
	10月				
	11月				
	12月				

※上記は2029年までについて示したものです。2030年以降も同様のサイクルで換金の申込みを受け付けます。

**FUNDNOTE**

[fundnote.co.jp](http://fundnote.co.jp)